和泊町告示第９号

　和泊町物価高騰対策集落活動支援事業実施要綱を次のように定めた。

　　令和５年２月７日

和泊町長　　前　登志朗

和泊町物価高騰対策集落活動支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，光熱水費の高騰等により，和泊町（以下「町」という。）に所在する21字の切迫された運営費を助成し，集落の活性化と維持確保できるよう活動の一部を支援するために和泊町物価高騰対策集落活動支援金（以下「支援金」という。）を支給する事業を実施するに当たって，必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　支援金の対象者（以下「対象者」という。）は，令和４年４月１日において和泊町行政事務連絡業務を受託した字とし，字区長を申請者とする。

　（支援金の額）

第３条　支援金の額は，令和元年度，令和２年度，令和３年度に各字が負担した次に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の合計額の平均に100分の30を乗じた金額とし，その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げた額とする。

(1)　電気料金

(2)　水道料金

(3)　ガス料金

　（支援金の支給申請）

第４条　支援金の支給を受けようとする字区長は，次に掲げる書類を町長へ提出しなければならない。

(1)　和泊町物価高騰対策集落活動支援金支給申請書兼請求書（別記第１号様式）

(2)　令和元年度，令和２年度，令和３年度の対象経費の金額が確認できる書類の写し（決算書類の該当部分，帳票類等）

(3)　支援金振込先金融機関の通帳の写し

２　申請の期間は，令和５年２月15日（水）から令和５年３月１日（水）までと

する。

　（支援金の決定及び交付）

第５条　町長は前条の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，支援金を交付することが適当であると認められたときは，和泊町物価高騰対策集落活動支援金支給決定兼確定通知書（第２号様式）により，その旨を字区長に通知する。

２　前項の場合において町長は，必要があると認めたときは条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第６条　前条の規定による通知（以下「決定通知」という。）を受けた字区長は，決定通知の内容に不服があるときは，決定通知を受けた日から起算して10日を経過をする日までに，町長と協議して申請を取り下げることができる。

（決定の取消し及び支援金の返還）

第７条　町長は，対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は，決定通知を取り消し，又は既に支給した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2)　決定通知の内容又はこれに付した条件その他町長の指示に違反したとき。

(3)　その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は町長が定める。

　　　附　則

１　この要綱は，令和５年２月７日から施行する。

２　この要綱は，事業終了後にその効力を失う。

第１号様式（第４条関係）

年　月　日

　和泊町長　　　殿

字　　　名

字区長氏名　　　　　　　　　　㊞

電話番号

和泊町物価高騰対策集落活動支援金支給申請書兼請求書

　和泊町物価高騰対策集落活動支援金について和泊町物価高騰対策集落活動支援事業実施要綱第４条の規定により，下記のとおり申請及び請求します。

記

１　支給申請及び請求額　　　　　　　　　　円

２　支給根拠

|  |  |
| --- | --- |
| 令和元年度光熱水費の合計（Ａ） |  |
| 令和２年度光熱水費の合計（Ｂ） |  |
| 令和３年度光熱水費の合計（Ｃ） |  |
| （Ｄ）合計（Ｄ＝Ａ+Ｂ+Ｃ） |  |
| （Ｅ）支援金算定額（Ｅ＝Ｄ×30％） |  |
| （Ｆ）支援金算定額（Ｅの1,000円未満切り上げ） |  |

３　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種別 | １普通・２当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

４　関係書類

・同事業実施要綱第４条に規定する書類

第２号様式（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

字名

字区長　様

和泊町長　　　　印

和泊町物価高騰対策集落活動支援金支給決定兼確定通知書

　年　月　日付けで申請のありました和泊町物価高騰対策集落活動支援金については，下記の通り支給することが決定いたしましたので，和泊町物価高騰対策集落活動支援事業実施要綱第５条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

１　申請額　　　　　　　　円

２　交付決定額　　　　　　円

※この決定に不服があるときは，決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに申請を取り下げることができます。

（制定理由）の記載は不要

◎起案に当たっての注意事項

　１　要綱には番号が付されないので、制定年月日で特定すること。

　２　公布しないので、制定文は、「次のように定める。」とすること。

　３　公布しないので、施行日は「公布の日から施行する。」としないこと。

　４　必要に応じて、制定内容についての説明文を添付すること。

　５　必要に応じて、根拠法令・関連する法令等の写しを添付すること。

　６　決裁後は、制定年月日を記入して、担当課において保管すること。

　７　「数字」、「（」、「）」、「句読点（、。）」は、全角文字を使うこと。（かっこ付き数字は、半角）

◎ひな型の修正経過

○　H28/10/01 ワードの保存形式を「doc」から「docx」に変更(Ver.3.00)

○　H22/04/27 制定理由の表現を「○○しようとするもの」から「○○するもの」に変更

○　H22/02/18 制定文の前に、制定の概要を記載することとし、制定理由の末尾記載を削除

○　H17/10/06 ページ設定におけるグリッド線の設定を変更(Ver.2.00)

○　H17/10/06 表を作成したとき１行の高さが狭くならないように設定(Ver.1.01)